

社会福祉施設における 災害対応マニュアル

～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～

＜風水害対策編＞

平成 22 年 6 月

高知県地域福祉部

はじめに

日本では、地震、津波、暴風、豪雨、地すべりなど、様々な自然災害が毎年のように発生しています。

自然災害の中でも、特に、風水害については、梅雨時期から初秋にかけて、集中豪雨や台風などによって甚大な被害が毎年発生しており、昨年7月に、山口県防府市の特別養護老人ホームにおいて、集中豪雨による土石流によって、痛ましい被害が発生したことなども、まだ記憶に新しいところです。

このように多数の高齢者等が利用されています社会福祉施設において、一旦、自然災害が発生しますと、災害弱者である高齢者等は甚大な被害を受けますので、日頃から、災害に備える対策が求められます。

ご承知のとおり、本県では、全国に先行して、少子高齢化が進んでおり、また、県民調査でも、約6割の方が、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まっていると感じられています。

そのため、県では、日本一の健康長寿県構想を策定し、こどもから高齢者、障害者など、共に支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進し、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる高知型福祉の実現を目指しているところです。

そうした取り組みの中で、災害時の援護対策としては、市町村が策定します災害時要援護者避難支援計画の策定支援を行うとともに、集中豪雨などにより土砂災害の危険性が高まった場合、地方気象台と共同で市町村に対しまして土砂災害警戒情報を提供し、それを受けて市町村では、必要に応じて地域住民や社会福祉施設等に対しまして、避難勧告等を出すなどの対応を行っているところですが、いうまでもなく、社会福祉施設の災害対策は、それぞれの施設において、施設の立地条件、利用者の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要となります。

災害には、風水害以外に火災や震災などの自然災害も含まれますが、震災については、平成18年3月に社会福祉施設地震防災対策マニュアルを策定していますし、火災についても各施設で既に消防計画等を作成していますことから、今回、風水害対策のマニュアルを策定しました。

万が一災害が発生した場合でも、どのような手順・方法で対応していけば、その被害を最小限で食い止められるかを提示することを目的に作成していますので、それぞれの施設におかれましては、この災害対応マニュアルを参考に、施設の立地条件や規模、構造など個々の状況を把握しながら、各施設に適した防災計画を作り、万全の備えをしていただくようお願いいたします。

平成22年6月

高知県地域福祉部長 小田切 泰禎

目 次

火災や地震対策と共通する事項も記載していますので、既存の火災や地震対策マニュアルと整合性をとって対策を立ててください。

I 平常時における風水害対策

- 1 施設の安全化対策 1
- 2 その他の対策 2

II 警報等発表時の対策

- 1 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達 5
- 2 警報等発表時の役割分担別の準備 7
- 3 警報等発表時の安全対策の実施 7

III 災害発生時の対策

- 1 災害発生時の特徴 10
- 2 災害発生時の対応策 10
- 3 災害発生時における地域での役割 12

- 参考資料 14

1 施設の安全化対策

防災対策は、それぞれの施設において、施設の立地条件、入居者や一時利用者（以下「利用者」という。）の特性、発生時間などに応じた対策を講じることが必要となります。

特に風水害に対しては、施設の立地条件等が大きく影響してきますので、次に掲げる項目について十分に検討のうえで、災害の発生を想定した安全化対策を講じてください。

(1) 立地環境と災害予測

ア 起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。県や市町村で作成している「地域防災計画」や「各種防災マップ」などでは、地震（津波）、風水害（河川等はん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、また、災害履歴などを掲載しているところもあります。それらの情報は、施設の災害予測に役立ちますので事前に確認しておきましょう。

なお、土砂災害危険箇所については、高知県土木部防災砂防課のホームページ (<http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/index.html>)でも確認できます。

イ 施設が土砂災害警戒区域に指定されると、市町村が施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりします。

「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されており、施設の災害予測や迅速な避難行動に役立ちますので確認しておきましょう。

ウ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておきましょう。

(2) 防災設備等の点検、確認

ア 情報伝達設備の機能強化

施設内の一斉放送システムなどの情報伝達設備の点検や機能強化をしておきましょう。

イ 電気・水道・ガスの代替手段の確立

災害時のために飲料水貯水槽兼用受水槽や自家発電装置の設置を検討しましょう。

ウ 排水対策・防水対策等の実施・点検

排水溝などの泥を除くなど、排水点検を行うとともに、屋根瓦、雨戸、防止シートなどの点検をし、必要な補修をしておきましょう。

エ 備品等の転倒防止

廊下、食堂、ホールなどには転倒して避難の妨げとなる不必要な備品等はおかないようにしましょう。書棚、ロッカー等は床、壁に金具などで固定しましょう。

2 その他の対策

避難地や避難方法の確認等や、必需品の備蓄、地震発生時の初動体制の確立、地域社会との連携づくり、市町村など関係機関との連絡方法の確認、防災教育などについては、火災や地震対策に併せて対策を立ててください。

(1) 避難方法等の確認

ア 避難地の確保

各施設があらかじめ協力する社会福祉施設等を避難先として複数確保しておきましょう。また、市町村が指定した避難施設がどこか確認しておきましょう。

イ 輸送車両の確保

徒歩での避難が困難な利用者数から割り出される、施設車両・職員車両及び近隣地域住民等の協力車両で必要数を確保しておきましょう。必要数に満たない場合は、公的機関（市町村、警察、消防）にその旨説明し、協力が得られるようにしておきましょう。

ウ 避難施設の適正

避難施設は利用者の病状等を考慮して決定しましょう。

エ 避難方法の周知

入所者ごとに避難する方法（徒歩、車いす、ストレッチャー等）を色分け等により、職員が認識できるようにしておくとともに、プラカード、ゼッケン等を準備しておきましょう。

オ 避難施設への避難の実現性

日中、夜間等の時間帯、気象状況をはじめ、避難時における職員数や利用者の状態、地域住民等の応援体制の状況に応じて、避難の実現性を判断しましょう。

また、想像以上の大規模な災害など、避難の実現性が低い場合を想定した対応も検討しておきましょう。

カ 安全な避難経路の確保

避難施設等への避難にあたっては、いくつかの安全な避難ルートを定め、避難地図を作成し、職員に周知しておきましょう。

なお、避難経路における危険区域はあらかじめ把握しておきましょう。

キ 避難に必要な時間

避難手段により、避難時間がどれだけかかるかあらかじめ計測し、職員に周知しておきましょう。

ク 持参する機材

あらかじめ準備しておいた災害用持ち出しセットや入居者の避難用持ち出し袋、特に、通常の避難所で準備することが困難な大人用紙おむつ、軟らかい食糧、

常備薬は必需品となりますので、避難時には必ず持ち出すよう、職員に周知しておきましょう。

(2) 家族等への引継基準の設定

施設長は、風水害による施設の水没などにより、施設が使用不能に陥った場合などのために、あらかじめ引継基準を定めるとともに、利用者を家族等へ引き継ぐことがあることを家族等に説明し、同意を求めておきましょう。

(3) 地域住民とのネットワークの構築

ア 地域との交流

高齢者をはじめ、障害者や子どもなど（以下「高齢者等」という。）が安全に避難するためには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となります。

地域の行事への参加や定期的なバザーや見学会の開催など、日頃から積極的に地域との交流に努めましょう。

イ 地域防災訓練施設内の参加と災害時の協力要請

地域で実施する防災訓練に積極的に参加することなどにより、地域とのコミュニケーションを図るとともに、施設と地元の自主防災組織や町内会の間で、あらかじめ災害時に支援が得られるよう要請しておきましょう。

(4) 防災訓練の実施

ア 施設内の防災訓練の実施

施設長は、防災計画を作成のうえ、消火、情報伝達、避難誘導などの決められた役割分担、任務に基づいて、定期的に施設内の防災訓練を実施しましょう。

その際には、可能な限り、利用者の参加も促してください。

イ 防災教育の実施

災害の基礎知識、平常時の防災や災害時の役割等の防災教育を定期的 to 実施しましょう。

(5) その他の対策

ア 危険物の管理、確認

ガスの供給元栓の場所を確認しておきましょう。

火気使用器具（ガスコンロ）等や可燃性危険物からの出火や延焼に対する予防策を検討しましょう。

イ 職員や施設内外との連絡体制の整備

いざという時に備えて、防災連絡網や緊急連絡先一覧表等を作成しましょう。（緊急連絡先例示）

民生委員・児童委員、町内会、ボランティア団体、家族
市町村担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理者等

施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法を検討しましょう。

(連絡方法例示)

メール、災害伝言ダイヤル等

ウ 職員の役割分担

災害時における職員の役割分担表を作成しましょう。

エ 食糧等の備蓄

食糧の備蓄と緊急時に必要となる物資、機材のリストを作成し、非常用持ち出しセットを準備しておきましょう。入居者の避難持ち出し袋も準備しておきましょう。

オ 利用者リストの準備

安否確認のため、利用者に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、必要となった場合に、災害対策本部等に提供できるように準備しておきましょう。

カ その他

鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動しておきましょう。また、台風時、大きな木の枝が折れるため、樹木の剪定をしておきましょう。

II 警報等発表時の対策

1 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

(1) テレビ・ラジオ等からの情報入手

施設長は、テレビやラジオ、インターネットなどの最新の情報に注意し、必要な職員の参集を求めます。

(2) 市町村担当課や防災関係機関との連携

市町村担当課や防災関係機関と連絡を取り、必要な備えを行いましょう。

※雨の強さと降り方 (※気象庁ホームページから抜粋)

| 1時間雨量 (mm) | 予報用語 | 人の受ける イメージ | 災害発生状況 |
|-----------------|-----------|-------------------------|--|
| 10 以上～ 20 未満 | やや強い 雨 | ザーザーと降る。 | この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。 |
| 20 以上～ 30 未満 | 強い雨 | どしゃ降り。 | 側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。 |
| 30 以上～ 50 未満 | 激しい雨 | バケツをひっくり返したように降る。 | 山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。 |
| 50 以上～ 80 未満 | 非常に激しい雨 | 滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)。 | 都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。 |
| 80 以上～ | 猛烈な雨 | 息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。 | 雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要 |

※風の強さと吹き方 (※気象庁ホームページから抜粋)

| 平均風速 (m/s) | 予報用語 | 人への影響 | 屋外・樹木の様子 |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------------|
| 10 以上～ 15 未満 | やや強い 風 | 風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 | 樹木全体が揺れる。電線が鳴る。 |
| 15 以上～ 20 未満 | 強い風 | 風に向かって歩けない。転倒する人もでる。 | 小枝が折れる。 |
| 20 以上～ 25 未満 | 非常に強い風 | しっかりと身体を確保しないと転倒する。 | |
| 25 以上～ 30 未満 | | 立ってられない。屋外での行動は危険。 | 樹木が根こそぎ倒れはじめる。 |
| 30 以上～ | 猛烈な風 | | |

(3) 指示体制の確認

情報を正しく施設職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化しましょう。また、施設長の不在時にも対応できるよう、あらかじめ代理者を決めておきましょう。

(4) 職員、利用者への定期的な情報提供

定期的に情報を職員や利用者へ伝えることにより、施設内の不安を解消しましょう。

(5) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておきましょう。

(6) 警戒体制

- ア 気象警報に応じた警戒体制の準備…大雨警報、洪水警報、暴風警報、土砂災害警戒情報 など
- イ 河川はん濫や高潮時の高地や階上への避難
- ウ 台風等による豪雨時の土砂くずれ、河川はん濫などへの備え
- エ ガラス破損の時の布製ガムテープの準備
- オ 浸水防止用木材（止水板等）、金具、工具等の準備
- カ 車両の安全な場所への移動

(7) 警戒すべきこと

- ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に発表されることがあります。常時、警報等の情報に気をつけましょう。
- イ 土砂災害は一瞬にして起こります。土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難してください。特に、高齢者等は逃げ遅れる危険が大きいため、早めの避難が大切です。
- ウ 危険な前ぶれ（前兆現象）を察知しましょう。
 - ・ 川の水かさが急激に上昇する。
 - ・ 水が濁り、流木などが流れてくる。
 - ・ がけから音がする。小石が落ちてくる。
 - ・ 斜面にひび割れや変形がある。
 - ・ がけや斜面から水が噴出している。
 - ・ がけからの水が濁っている。
 - ・ 山がミシミシと音をたてる。
 - ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。（鉄砲水の前兆）

2 警報等発表時の役割分担別の準備

(1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）

- ア 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限しましょう。
- イ 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックしましょう。

(2) 救護活動の準備

- ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検しましょう。
- イ 担架、車椅子、搬送用ゴムボートなど救護運搬用具が揃っているか確認しておくことが必要です。
- ウ 利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備えることが重要です。

(3) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保するよう努めましょう。

(4) 生活用品の保護

浸水などの恐れがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動させておきましょう。

(5) 避難誘導の準備

- ア 利用者の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者など、現在いる職員での対応について確認しておきましょう。
- イ 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておきましょう。

3 警報等発表時の安全対策の実施

(1) 状況に応じた避難先選定

ア 施設内での待機

立地条件も良く風水害に遭わないと判断される場合には、施設内の安全な場所で待機しましょう。

イ 避難地の選定

市町村災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難地のどこへ避難するか判断してください。

(2) 避難手段と避難経路の選択

ア 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがあります。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川のはん濫前の避難を検討してください。

イ 避難経路の安全性確認

県や市町村の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、あらかじめ決めておいて安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備えましょう。

ウ 誘導方法の確認

施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認しましょう。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうかも検討が必要です。

エ 避難名簿と安全確保

避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行いましょう。また、悪条件（降雨が冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要があります。

避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合しましょう。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告しましょう。

(3) 家族等への引継要否

ア 引継要否の判断

施設長は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定することが必要です。

イ 引取者等の記録

引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないように、引き取りに来られた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しましょう。

※ 「避難情報」の種類

| 種 類 | 発表時の状況 | 住民に求める行動 |
|--------------------------|--|---|
| 避難準備情報 (要援護者 避難情報) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発表後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 |

Ⅲ 災害発生時の対策

1 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害や河川はん濫は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらします。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

ア 電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることがあります。

イ 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがあります。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があるため、油断は禁物です。

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

2 災害発生時の対応策

(1) 情報の収集と避難の開始

ア 施設長は、ラジオ・テレビ、市町村災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断が求められます。

イ 過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、高齢者等の利用者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じることが重要です。

ウ 市町村災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備情報があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始しましょう。

(2) 入所者等の避難誘導

ア 避難先と避難経路の選択

避難誘導にあたっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保され可能な間に、速やかに避難を開始しましょう。(洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要です。)

イ 避難を実施する場合の対応

施設長は避難時期を適切に判断することが求められます。避難を開始する場合は、すみやかに利用者に伝え、職員に対して安全に避難地まで誘導する手順を示すことが必要です。

(a 点呼)

避難時は、逃げ遅れないようロープ等を利用して、無駄なく行動しましょう。

なお避難時は、強風などによる断線した電線への注意が必要です。

避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難完了したことを施設長に伝えましょう。

(b 緊急連絡カード)

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこの施設からの避難者であることが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用し、混乱を防止するように努めましょう。

(c 協力医療機関等との連携)

協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した利用者が出た場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼しましょう。

(d 健康管理)

避難生活の長期化に伴い、利用者のケア、施設職員の健康管理などが必要になります。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施することが必要です。

ウ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、施設自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられます。限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して利用者の安全確保にあたる体制が求められます。

ライフライン停止時は冷暖房装置が使えません。利用者の適切な体温維持のための対応や準備が必要となります。

エ 安全点検

使用を開始する前に、給水、発電などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検が必要です。

また、施設内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な清掃を実施しましょう。

(3) 施設が使用不能となった場合

ア 家族等への引き継ぎ

利用者の家族等で被災を免れた方がいる場合、状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぎましょう。

イ 他の社会福祉施設等の要請

利用者の家族等も同時に被災した場合、他の社会福祉施設等での受入れを要請しましょう。

(4) 必要な連絡

ア 市町村などの防災関係機関との連絡

利用者の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町村などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取りましょう。

3 災害発生時における地域での役割

(1) 地域での安心拠点

施設が、使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として、地域の安心拠点として救援活動を行うことが求められます。

その際、防災活動の順位は次のとおり考えられます。

第一に、施設内利用者の救護と安全確保

第二に、地域の被災者への救援活動

第三に 市町村防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 地域連携の重要性

ア 大きな災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を総動員してしのがなければなりません。

イ 被災後施設が使用できる場合には、施設長（又は臨時の管理者）の指揮のもと、必要な救援活動を地域と連携してすみやかに実施するよう努めましょう。

- ・ 避難所の提供
- ・ 一時利用者の受入れ
- ・ 負傷者の手当、ケアの実施

ウ 施設が地域に協力できることは多くあります。特に次のようなことは、地域から期待されているため、可能な限り対応してください。

- ・ 冬期における暖房具の確保
- ・ 入浴施設の開放
- ・ 送迎付き入浴サービス
- ・ 清拭の実施

- ・ 給食調理サービス
- ・ 消耗品の確保
- ・ 洗濯等の委託
- ・ 介護相談の実施
- ・ 高齢者世帯巡回訪問
- ・ 健康チェック、声かけ、不安解消 など

(3) 日時経過による救援の役割分担の変化

日時の経過とともに、施設に求められる役割も変化します。地域における安心、安全の拠点として、可能な限り対応してください。

ア 被災当日

被災当日は、地域と連携して、被災者の居場所確保に協力してください。

イ 2日目以降

2日目以降は、備蓄した飲料水、食糧を被災者へも提供するなど、地域での災害対策に可能な限り協力してください。

ウ 行政や他の施設からの要請への対応

市町村災害対策本部、消防、警察、他の社会福祉施設等から要請があった場合には、可能な限り地域の高齢者等を一時受入れしてください。

参考資料

<参考資料1>

災害別の基礎知識

1 気象警報・気象注意報

(1) 警報

警報は重大な災害が起るおそれがある旨を警告するために発表される。

(2) 注意報

注意報は災害の起るおそれがある旨を注意喚起するために発表される。

(3) 警報と注意報の種類（抜粋）

| 種 類 | 警 報 | 注 意 報 |
|------------|---|--|
| 大雨 | 大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に行う。 | 大雨によって災害が予想される場合に行う。 |
| 洪水 | 大雨、長雨などの現象により河川の水が増し、重大な災害が起ると予想される場合に行う。 | 大雨、長雨などの現象により河川の水が増し、災害が起ると予想される場合に行う。 |
| 大雪 | 大雪によって重大な災害が予想される場合に行う。 | 大雪によって災害が予想される場合に行う。 |
| 暴風 (強風) | 平均風速がおおむね毎秒 20 メートルを超え、重大な災害が起ると予想される場合に行う。 | 平均風速がおおむね毎秒 10 メートルを超え、主として強風による被害が予想される場合に行う。 |
| 波浪 | 風浪、うねりなどによって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に行う。 | 風浪、うねりなどによって災害が起るおそれがあると予想される場合に行う。 |
| 高潮 | 台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に行う。 | 台風等による海面の異常上昇により災害の起るおそれがあると予想される場合に行う。 |
| 雷 | — | 落雷により被害が予想される場合に行う。 |

2 台風（風害）

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発達して中心付近の最大風速がおよそ 17m/s（風力 8）以上になったものを「台風」と呼ぶ。

台風によって引き起こされる災害には、風害、水害、高潮害、波浪害などがある。これらが単独で発生することはなく、複合して発生し大きな被害となる。

（1）台風の大きさと強さ

ア 強さの階級分け

| （階級） | （最大風速） |
|--------|---------------------------------|
| ・強い | 33m/s(64 ノット)以上～44m/s(85 ノット)未満 |
| ・非常に強い | 44m/s(64 ノット)以上～54m/s(85 ノット)未満 |
| ・猛烈な | 54m/s(85 ノット)以上 |

イ 大きさの階級分け

| （階級） | （風速 15 m / s 以上の半径） |
|--------------|---------------------|
| ・大型（大きい） | 500 Km 以上～800 Km 未満 |
| ・超大型（非常に大きい） | 800 Km 以上 |

3 大雨災害（水害）

大雨災害には、洪水害、浸水害、たん水害、山崩れ害、がけ崩れ害、土石流害、地滑り害、強雨害がある。

（1）指定河川洪水予報

気象庁と国土交通省河川局、あるいは気象庁と都道府県が共同で、指定した河川に対して洪水のおそれの状態を予想して行う予報であり、洪水警報、洪水注意報、洪水情報がある。

（2）土砂災害

毎年、豪雨、地震、火山活動等に伴い土砂災害が多発している。土砂災害は、土石流地すべり、がけ崩れによる土砂災害、土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水氾濫災害など、いたるところで多様な形態で発生する。

① 土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるもの。その流れの速さは規模によって異なるが、時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

② 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のこと。一般的に移動土塊量が大きく、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは困難で、梅雨あるいは台風などの豪雨により、毎年各地で地すべりが発生している。

③ がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちること。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。

<参考資料2>

風水害のチェックシートの例

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがあります。このチェックシートを参考に、警報等が発表された時点から、状況が変化していく過程の中で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにしましょう。

| 対 策 方 法 |
|---|
| [警報等が発表された場合] |
| [指示体制の周知と情報伝達] |
| <input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集 |
| <input type="checkbox"/> 市町村担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備 |
| <input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知 |
| <input type="checkbox"/> 利用者及び職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示） |
| <input type="checkbox"/> 初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備） |
| [役割分担別の準備・確認] |
| <input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック |
| <input type="checkbox"/> ライフラインや給食等の設備点検 |
| <input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検 |
| <input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握 |
| <input type="checkbox"/> 備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護 |
| <input type="checkbox"/> 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認 |
| [安全対策の実施] |
| <input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所） |
| <input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）、移動手段準備 |
| <input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備 |
| <input type="checkbox"/> 被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断 |
| [災害発生時の対応] |
| [避難手段と経路選択] |
| <input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断 |
| <input type="checkbox"/> 施設入所者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断 |
| <input type="checkbox"/> 災害対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応 |
| [避難誘導] |
| <input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択 |
| <input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意 |
| [避難不要な場合] |
| <input type="checkbox"/> 備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施 |

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送 |
| [安全点検の実施] |
| <input type="checkbox"/> 施設、設備の点検と清掃の実施 |
| [施設が使用不能となった場合] |
| <input type="checkbox"/> 入所者を家族等へ引継依頼 |
| <input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼 |
| [必要な連絡の実施] |
| <input type="checkbox"/> 市町村など防災関係機関に状況を連絡 |
| <input type="checkbox"/> 必要な支援について要請 |
| [その他（各施設における対策）] |
| <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> |

<参考資料3>

風水害に関する市町村の連絡先一覧（平成22年4月1日現在）

| 市町村名 | 担当課名 | 電話番号 | FAX 番号 | E メールアドレス | 備考 |
|-------|-------------|--------------|--------------|--|----|
| 高知市 | 健康福祉 総務課 | 088-823-9440 | 088-823-9381 | kc-110600@city.kochi.lg.jp | |
| | 危機管理 室 | 088-823-9040 | 088-823-9008 | kc-050700@city.kochi.lg.jp | |
| 室戸市 | 総務課 | 0887-22-5114 | 0887-22-1120 | mr-010100@city.muroto.lg.jp | |
| 安芸市 | まちづくり 課 | 0887-35-1010 | 0887-35-4445 | machi@city.aki.kochi.jp | |
| 南国市 | 総務課 | 088-880-6551 | 088-863-1167 | soumu@city.nankoku.kochi.jp | |
| | 危機管理 課 | 088-880-6575 | 088-863-1167 | kikikanri@city.nankoku.kochi.jp | |
| 土佐市 | 総務課 | 088-852-7607 | 088-852-5290 | kenkou@city.tosa.lg.jp | |
| 須崎市 | 総務課 | 0889-42-3791 | 0889-42-7320 | somu1@city.susaki.kochi.jp | |
| 宿毛市 | 総務課 | 0880-63-0948 | 0880-63-6370 | sukumo@city.sukumo.kochi.jp | |
| 土佐清水市 | 総務課 | 0880-82-1134 | 0880-82-2882 | soumu@city.tosashimizu.kochi.jp | |
| 四万十市 | 総務課 | 0880-35-2044 | 0880-34-5123 | bousai@city.shimanto.lg.jp | |
| 香南市 | 防災対策 課 | 0887-57-8501 | 0887-56-0576 | bousai@city.kochi-konan.lg.jp | |
| 香美市 | 防災対策 課 | 0887-53-1061 | 0887-53-5958 | bousai@city.kami.kochi.jp | |
| 東洋町 | 総務課 | 0887-29-3111 | 0887-29-3813 | | |
| 奈半利町 | 総務課 | 0887-38-4011 | 0887-38-7788 | soumu@town.nahari.kochi.jp | |
| 田野町 | 総務課 | 0887-38-2811 | 0887-38-2044 | | |
| 安田町 | 総務課 | 0887-38-6711 | 0887-38-6780 | ysd-somu@town.yasuda.kochi.jp | |
| 北川村 | 総務課 | 0887-32-1212 | 0887-32-1234 | soumu@vill.kitagawa.kochi.jp | |

| | | | | | |
|------|-------|--------------|--------------|--|--|
| 馬路村 | 総務課 | 0887-44-2111 | 0887-44-2779 | soumu@vill.umaji.kochi.jp | |
| 芸西村 | 総務課 | 0887-33-2111 | 0887-33-4035 | soumu@vill.geisei.kochi.jp | |
| 本山町 | 総務課 | 0887-76-2223 | 0887-76-3593 | bousai@town.motoyama.kochi.jp | |
| 大豊町 | 総務課 | 0887-72-0450 | 0887-72-0474 | soumu@town.otoyo.lg.jp | |
| 土佐町 | 総務企画課 | 0887-82-0480 | 0887-82-2681 | tosat@town.tosa.kochi.jp | |
| 大川村 | 総務課 | 0887-84-2211 | 0887-84-2328 | | |
| いの町 | 総務課 | 088-893-1113 | 088-892-0353 | soumu@town.ino.kochi.jp | |
| 仁淀川町 | 総務課 | 0889-35-0111 | 0889-35-0571 | info@town.niyodogawa.kochi.jp | |
| 中土佐町 | 総務課 | 0889-52-2211 | 0889-52-4511 | soumu@town.nakatosa.lg.jp | |
| 佐川町 | 総務課 | 0889-22-7700 | 0889-22-1119 | | |
| 越知町 | 総務課 | 0889-26-1111 | 0889-26-0600 | soumu@town.ochi.kochi.jp | |
| 梶原町 | 総務課 | 0889-65-1111 | 0889-40-2010 | | |
| 日高村 | 総務課 | 0889-24-5113 | 0889-24-7900 | soumu@vill.hidaka.kochi.jp | |
| 津野町 | 総務課 | 0889-55-2311 | 0889-55-2022 | soumu@town.kochi-tsuno.lg.jp | |
| 四万十町 | 総務課 | 0880-22-3111 | 0880-22-3123 | | |
| 大月町 | 総務政策課 | 0880-73-1111 | 0880-73-1380 | soumu@town.otsuki.kochi.jp | |
| 三原村 | 総務課 | 0880-46-2111 | 0880-46-2114 | soumu@vill.mihara.kochi.jp | |
| 黒潮町 | 総務課 | 0880-43-2112 | 0880-43-2788 | bousai@town.kuroshio.lg.jp | |

※災害によって連絡先が、異なる場合があります。必ず連絡先を確認しておいてください。

<参考資料4>

インターネットによる災害に関する情報の入手先

| | |
|---------------------------|---|
| 気象庁ホームページ | http://www.jma.go.jp/jma/index.html |
| こうち防災情報 (県内の災害等に関する情報) | http://kouhou.bousai.pref.kochi.jp/index.html |
| 土砂災害警戒避難基準情報 | http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/uryou/map.htm |
| 土砂災害危険箇所マップ | http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/index.html |

<参考資料5>

施設防災関係法令一覧

- (1) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について

(昭和55年1月16日、社施第5号)

- (2) 社会福祉施設における防災対策の強化について

(昭和58年12月17日、社施第121号)

- (3) 社会福祉施設における防災対策の強化について

(昭和60年9月21日、社施第102号)

- (4) 介護老人保健施設における防火、防災対策について

(昭和63年11月11日、老健第24号)

- (5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(昭和41年7月1日、厚生省令第19号)

第8条 非常災害対策

養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (6) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日、厚生省令第46号)

第8条 非常災害対策

特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (7) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日、厚生省令第37号)

- (8) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日、厚生省令第39号)

第23条第1項

指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

第6号 非常災害対策

第46条第1項

ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第7号 非常災害対策

第58条第1項

一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第8号 非常災害対策

(9) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(平成11年3月31日、厚生省令第40号)

第28条 非常災害対策

介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(10) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日、厚生省令第41号)

第27条 非常災害対策

指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(11) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成20年5月9日、厚生労働省令第107号)

第8条 非常災害対策

軽費老人ホームは、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

●新体系サービス事業所

(12) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日、厚生労働省令第171号)

第67条 (運営規程)

指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第72条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

七 非常災害対策

第70条 (非常災害対策)

指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※ 上記の規定は、他の障害福祉サービス事業に準用されています。

(13) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18

年9月29日、厚生労働省令第172号)

第41条 (運営規程)

指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第47条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

十 非常災害対策

第44条(非常災害対策)

指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(14) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日、厚生労働省令第174号)

第7条(運営規程)

療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

七 非常災害対策

第8条(非常災害対策)

療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※ 上記の規定は、他の障害福祉サービス事業に準用されています。

(15) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日、厚生労働省令第175号)

第3条(運営規程)

地域活動支援センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

六 非常災害対策

第4条(非常災害対策)

地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(16) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日、厚生労働省令第176号)

第4条 福祉ホームは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

六 非常災害対策

第5条（非常災害対策）

福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

- 2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(17) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日、厚生労働省令第177号)

第6条（運営規程）

障害者支援施設は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

十 非常災害対策

第7条（非常災害対策）

障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(18) 身体障害者社会参加支援市越の整備及び運営に関する基準

(平成15年3月12日 厚生労働省令第21号)

第6条（非常災害対策）

身体障害者社会参加支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

●旧体系サービス事業所

(19) 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準

(平成14年6月13日、厚生労働省令第79号)

第28条（運営規程）

指定身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第34条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

六 非常災害対策

第31条（非常災害対策）

指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※ 上記の規定は、他の施設に準用されています。

(20) 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準

(平成15年3月12日、厚生労働省令第21号)

第6条 (非常災害対策)

身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

- 2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第21条 (運営規程)

身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

六 非常災害対策

※ 上記の規定は、他の施設に準用されています。

(21) 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準

(平成14年6月13日、厚生労働省令第81号)

第30条 (運営規程)

指定知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第36条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

六 非常災害対策

第33条 (非常災害対策)

指定知的障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※ 上記の規定は、他の施設に準用されています。

(22) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準

(平成15年3月12日、厚生労働省令第22号)

第6条 (非常災害対策)

知的障害者援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

- 2 知的障害者援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第32条 (運営規程)

知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

六 非常災害対策

※ 上記の規定は、他の施設に準用されています。

(23) 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準

(平成12年3月31日、厚生労働省令第87号)

第7条 (運営規程)

精神障害者社会復帰施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

六 非常災害対策

第11条（非常災害対策）

精神障害者社会復帰施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

●障害児施設

(24) 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日、厚生労働省令第178号)

第35条（運営規程）

指定知的障害児施設は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第41条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

七 非常災害対策

第38条（非常災害対策）

指定知的障害児施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定知的障害児施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※ 上記の規定は、施設に準用されています。

●児童福祉施設

(25) 児童福祉施設最低基準

(平成21年3月16日、厚生労働省令第37号)

第6条（児童福祉施設と非常災害）

児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

参考文献

静岡県高齢者福祉施設における災害対策マニュアル（静岡県 平成22年3月）

高齢者の入所系施設における防災マニュアル（石川県 平成18年3月）

社会福祉施設における災害対応マニュアル

～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～

風水害対策編

平成22年6月

作成：高知県地域福祉部